

(参考資料16) 令和2年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	託送収支	地域別託送収支算定方法の誤り	地域別に託送収支を算定する際、営業外収益・費用、事業税について「取付メーター数比」により地域別に按分したうえで託送収支計算書を作成していた。	営業外収益・費用、事業税について「取付メーター数比」を配賦基準とすることの合理性はなく、省令どおり、事業税(収入金課税分)は、実際に計算された税額を各地域に計上する必要がある。また、資金運用収益については「料金収入比」、資金調達費用については「固定資産金額比」等の合理的な配賦基準により地域別に配賦する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. 3.
2	託送収支	超過利潤累積額管理表の記載誤り	超過利潤累積額管理表のうち、前期乖離額累積額の金額が誤って記載されていた。	正しい金額を記載するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (5)
3	託送収支	営業外収益、営業外費用の計上金額誤り	営業外収益のうち、資金運用に計上すべきでない金額が含まれていた。また、その他に計上すべき金額が資金運用に一部含まれていた。また、本来営業外収益、営業外費用として計上すべきものが計上されていなかった。	省令に基づき適切に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)、(3)、(7)
4	託送収支	資金運用の算定誤り	営業外収益の資金運用の算定において、料金収入比の算定に用いたデータの入力誤りにより配賦比率を誤って算出していた。	適切な配賦比率を用いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)
5	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、契約最大払出量の誤り等により流量基本料金を誤って算出していた。	託送供給約款に基づき適切に算定するべきである。また、諸元の確認を入念に行い算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
6	託送収支	補償料等収入の算定誤り	過不足ガス量精算料の算定において、託送供給約款に定める算式に基づいて算定されていなかった。	託送供給約款に基づき適切に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (6)
7	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の算定において、固定資産除却損に導管費用以外の売上原価が含まれていた。	省令に基づき適切に算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
8	託送収支	託送収支計算書の作成誤り	託送収支計算書の作成において、供給販売費に整理する委託作業費及び租税課金に未計上の費用があり、営業費用等の算定に誤りがあった。	費用計上について、誤入力がないか十分に確認して算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)
9	約款の運用	様式の未整備	託送供給検討において、検討申込や検討回答の様式を定めていない。	託送供給約款に従い、様式を定めるべきである。	託送供給約款Ⅱ-8. 検討の申込み、9. 託送供給の可否の検討及び通知
10	託送収支	託送資産明細書の作成誤り	運転資本算定の算定項目、控除項目の算定誤りにより、様式第2(第4条関係)託送資産明細書の記載内容(運転資本、託送資産合計)に誤りがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条(託送資産明細書の作成)に基づく様式第2(第4条関係)託送資産明細書の作成に当たって、誤記入がないよう算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
11	託送収支	超過利潤計算書の作成誤り	様式第3(第5条関係)第1表超過利潤計算書が改正前の様式となっていた。	公表様式の誤りが無いよう作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.
12	託送収支	内部留保相当額管理表の作成誤り	内部留保相当額管理表の作成にあたって、還元義務額残高に前期末内部留保相当額の値を代入していた。	内部留保相当額管理表の作成に当たって、誤算定が無いよう作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4. (3)
13	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
14	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
15	財務諸表	勘定科目の誤り	ガスが基ガスメーターを経て最初に貯蔵されるまでにあるガスホルダーが、製造設備ではなく供給設備に計上されていた。	適正な科目で整理するべきである。	ガス事業会計規則取扱要領第32
16	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
17	財務諸表	勘定科目の誤り	供給販売費/租税課金として整理すべき道路占用料等の公課が供給販売費/賃借料として整理されていた。	適正な科目で整理するべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
18	託送収支	当期欠損累積額、当期乖離額累積額の補正誤り	年度途中で料金改定したために必要となる当期欠損累積額及び当期乖離額累積額の補正において、誤りがあった。	適正に当期欠損累積額及び当期乖離額累積額を補正すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (2)及び(7)
19	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
20	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.

(参考資料16) 令和2年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
21	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。また、製造費に配賦すべき費用が混在していた。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。また、適正な科目で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(1)
22	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
23	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
24	財務諸表	受注工事費用の計上誤り	受注工事に係る気密試験の立ち合いは、全て自社現場担当者が行っているが、受注工事費用への労務費の振替が行われていなかった。	受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
25	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(1)
26	託送収支	乖離率計算書の作成誤り	実績費用及び実績需要量は、原価算定期間(平成29年から3年)の年数に対応した直近の事業年度(平成29年から3年)の合計とするべきだが、直近の事業年度(1年)のみで作成されていた。	省令に基づき適切に作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.(6)
27	託送収支	超過利潤計算書の作成誤り	超過利潤計算書の作成にあたり、公表様式に誤りがあった。	改正前の様式で作成されているが、改正後の様式で作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
28	託送収支	乖離率計算書の作成誤り	乖離率計算書の作成にあたり、公表様式に誤りがあった。	乖離率計算書の下部に期間を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.
29	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(1)
30	託送収支	供給販売費の機能別原価への配分誤り	供給販売費の機能別原価への配分にあたり、使用する機能別配賦係数が誤っていた。	各費用に応じた適切な配賦係数により配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 第1表
31	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用/その他営業雑費用として整理すべき「レンタルリース物件修繕費」を供給販売費/修繕費として整理する等、勘定科目の誤りが多数あった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
32	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
33	財務諸表	勘定科目の誤り	製造費/賃借料として整理すべき「ガスクロマトグラフのリース料」を供給販売費/修繕費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
34	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
35	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額により整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
36	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(1)
37	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用/その他営業雑費用として整理すべき「レンタル用ガスストーブの清掃費用」を供給販売費/修繕費で整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
38	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
39	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用/その他営業雑費用として整理すべき「レンタルファンヒーターに係る費用(賃借料、委託作業費等)」を供給販売費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
40	託送収支	供給販売費の機能別展開における配賦係数の誤り	法定福利費、厚生福利費については、嘱託職員は対象外になっているが、嘱託職員も含めた総人員比で配賦していた。	適正な配賦係数を使用すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 第1表
41	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用/その他営業雑費用として整理すべき「器具販売に係る費用(クレジット手数料)」を、供給販売費/雑費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
42	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)

(参考資料16) 令和2年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
43	財務諸表	受注工事費用の計上誤り	受注工事に係る気密試験の立ち合いは、全て自社現場担当者が行っているが、受注工事費用への労務費の振替が行われていなかった。	受注工事に要した費用は適切に受注工事勘定に振り替えるべきである。	ガス事業会計規則第11条
44	託送収支	内部留保相当額管理表の作成の誤り	内部留保相当額管理表において、前期・当期内部留保相当額が誤って記載され、還元義務額残高が発生していたにもかかわらず、記載されていなかった。	省令に基づき適切に作成すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.(1)(3)
45	託送収支	供給販売費の機能別項目への配賦誤り	供給販売費の租税課金を全て人員比で配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に供給販売費の機能別項目への配賦を行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)①
46	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
47	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定を誤っていた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
48	財務諸表	勘定科目の誤り	供給販売費で整理すべき「ハンディーターミナルの保守料」を一般管理費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
49	財務諸表	勘定科目の誤り	製造費で整理すべき「ガスクロマトグラフ定期点検」や「LNGサテライト制御用パソコン2台保守契約」に係る費用を供給販売費で整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
50	託送収支	営業外収益、営業外費用の算定誤り	営業外収益、営業外費用として計上すべきものが計上されていなかった。	省令に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
51	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の算定において、固定資産除却損が控除されていなかった。	省令に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
52	財務諸表	勘定科目の誤り	製造費として整理すべき、都市ガス製造に使用しているパソコンリース料を供給販売費で整理していた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
53	託送収支	供給販売費の機能別原価への配分誤り	供給販売費の機能別展開において、修繕費にかかる配賦係数が誤っていた。	省令に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 第1表
54	託送収支	託送資産の算定誤り	託送資産の算定において、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきところ、期末残高により算定していた。	託送資産の算定については、帳簿価額の期首期末平均、又は期央残高により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
55	財務諸表	勘定科目の誤り	供給販売費として整理すべき「ガス料金収納事務」委託作業費について、一般管理費として整理していた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
56	託送収支	託送資産明細書の作成誤り	託送資産明細書の作成にあたり、運転資本の金額を誤って作成していた。	省令に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
57	財務諸表	勘定科目の誤り	営業雑費用/その他営業雑費用として整理すべき「警報器の撤去・取付費用」を供給販売費/雑費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
58	財務諸表	勘定科目の誤り	供給販売費/委託作業費で整理すべき「ハンディーターミナル(ハードウェア)年間保守契約料」を一般管理費/雑費として整理する等の、勘定科目の誤りがあった。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
59	財務諸表	勘定科目の誤り	製造費として整理すべき「付臭ポンプ分解整備」に係る費用が、供給販売費及び一般管理費で整理されていた。	適正な科目で整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条第1項、別表第1
60	託送収支	一定水準額の算定誤り	ガス事業託送供給収支計算規則において、一定水準額の算定方法については、每期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこととされているところ、理由なく変更していた。	省令に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2.(3)
61	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(1)
62	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
63	託送収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきだが、されていなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(1)
64	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
65	託送収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の建設仮勘定を算定する際、建設仮勘定の期末の金額があるにもかかわらず、0円としていた。	託送資産明細表の建設仮勘定を算定する際には、期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 託送資産の算定方法 2.

(参考資料16) 令和2年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
66	託送収支	超過利潤計算書の誤計算	超過利潤計算書の調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、零を下回る場合、零とすることと定められているが、誤ってマイナスの実数を計上していた。	調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、零を下回っているため、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.(3)
67	託送収支	託送資産明細書の誤計算	託送資産明細書の繰延資産を算定する際、繰延税金資産を誤って計上していた。	託送資産明細書の繰延資産を算定する際には、期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 託送資産の算定方法 2.
68	託送収支	託送資産明細書の誤計算	託送資産明細書の託送資産を算定する際、託送資産以外に直課して整理した資産を、誤って託送資産に計上していた。	託送資産明細書の託送資産を算定する際、託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すべきであり、託送資産以外に直課したものは、除外すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 託送資産の算定方法 1.
69	託送収支	託送供給収支の営業費用(一般管理費)算定方法の誤り	託送供給収支の営業費用(一般管理費)を算定するにあたり、事業税を除いて算定しなければならないところ、事業税を含めて展開してしまっていた。	託送供給収支の営業費用(一般管理費)を算定する際には、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)
70	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、旧一般ガスみなしガス小売事業者、ガス製造事業者ではないが、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
71	託送収支	託送資産明細書の誤計算	託送資産明細書の設備勘定(有形)及び無形固定資産を算定する際、誤って確定前の財務諸表の数値を使用して計上していた。	託送資産明細書の設備勘定(有形)及び無形固定資産を算定する際には、期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 託送資産の算定方法 2.
72	託送収支	事業税の算定誤り	地方税法の定めにより算出した収入課税(=一般ガス導管事業分)の金額を計上すべきところ、誤った算定方法(「ガス製造事業者」又は「小売経過措置料金規制対象事業者」が採用すべき算定方法)による金額を計上していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
73	財務諸表	特別利益の算定誤り	貸倒引当金戻入285千円を特別利益として計上すべきところ、未計上であった。	財務諸表様式第7より貸倒引当金戻入285千円と思われ、特別利益として整理すべきである。	ガス事業会計規則 第2条、第13条
74	託送収支	託送供給関連収益の算定誤り	誤った数値(税引後の託送供給関連部門当期純利益を記載)を用いて前期超過利潤累積額を計上していた。	本記載欄は、税引前託送供給関連部門当期純利益を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2.(1)
75	託送収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、旧一般ガスみなしガス小売事業者、ガス製造事業者ではないが、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
76	託送収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書の運転資本金額の整理において、退職給付引当金の純増額ではない部分を含めて機能別に配賦し、営業費等を算定している。	退職給付引当金についてはその純増額を控除すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
77	財務諸表	営業費明細書の算定誤り	事業別売上高の誤った数値を用いて営業費振替処理を行ったことから営業費明細表が適正に作成されていない。また、これにより損益計算書も適正に作成されていない。	事業別売上高の適正な数値を用いて営業費振替処理を行い営業費明細表を適正に作成すべきである。	ガス事業会計規則第2条 第4項第4号
78	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の労務費(厚生福利費及び退職手当を除く。)整理において、前年度にも同様の誤りが生じていたにも関わらず、算定の根拠となるデータの十分なチェック体制が取られておらず、不適正な営業費振替処理で算定された営業費明細表の数値を用いていることから、機能別原価項目に整理し算定された供給販売費の託送費用に誤りがある。これに伴い、一般管理費の整理に於いて、配賦に用いる機能別原価項目金額比が一部誤った供給販売費を用いて算定されていることから、一般管理費の託送費用が誤っている。また、その他の営業外収益、その他の営業外費用及び特別損失の整理においても、供給販売費及び一般管理費の機能別原価項目金額比を用いて算定しているが、算定の根拠となった供給販売費の託送費用に誤りがあることから不適正な機能別原価項目金額比により算定されている。	前年度に誤りが生じていた算定の根拠となるデータについては、十分なチェック体制を確保し、前年度と同様の誤りは生じないようにすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2 (1)及び(2)①
79	託送収支	事業税の算定誤り	一般管理費の事業税の整理において、ガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)を兼ねる事業者ではないにも関わらず、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって事業税を配賦することは不適正であり、規則改正への対応が十分に検討できていない。	一般管理費の事業税など、規則改正により整理方法に変更があった場合には、規則改正への対応を十分に検討すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2 (4)
80	託送収支	その他の営業外収益、特別損失の算定誤り	その他の営業外収益の整理において、賃貸物件スイッチングに伴う供給設備等の他社への売却益など附帯事業のLPガス事業における営業外収益を含めて整理した機能別原価項目金額比を算定に用いているため、その他の営業外収益に誤りがある。また、特別損失も誤った機能別原価項目金額比を用いて算定しているため、誤りがある。	賃貸物件スイッチングに伴う供給設備等の他社への売却益など附帯事業のLPガス事業における営業外収益を含めて整理しているが、附帯事業に係る収益は除いて整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3 (3)
81	託送収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の固定資産除却費の整理において、託送費用として特定できるものを含めて固定資産金額比を用いて配賦している。	供給販売費の固定資産除却費の整理において、固定資産金額比を用いて配賦しているが、託送費用として特定できるものは直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2 (1)及び(2)①
82	託送収支	事業税の算定誤り	課税標準となる収入金額に附帯事業の太陽光売電収入を含んで算定した申告事業税を、事業税と整理している。	課税標準となる収入金額に附帯事業の太陽光売電収入を含んで算定した申告事業税を、事業税と整理しているが、附帯事業相当分の事業税は除くべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2 (4)

(参考資料16) 令和2年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
83	託送収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の整理において、過去に発生した埋設廃棄物の処分及び埋め戻し費用を、一般管理人員比を用いて、全てのコストプールに配賦し、その後、コストプール毎に機能別原価項目に展開し、コストプール毎の託送費用を算定しているため、一般管理費の託送費用が適正に算定されていない。	設定しているコストプール毎の業務内容に区分できない費用は、その他業務内容が明らかでない「一般管理」項目に直接区分すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2 (2)②
84	託送収支	その他の営業外収益の算定誤り	その他の営業外収益の整理において、直接配賦できる貸倒引当金戻入額を含めて機能別原価項目金額比により整理している。	直接配賦できるものについては発生の主たる要因に応じて直接配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3 (3)
85	託送収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の整理において、事業税を含む租税課金を、土地を含んだ固定資産帳簿価額比を用いて算定していることから一般管理費に誤りがある。附帯事業の固定資産帳簿価額については、毎年度、土地を除いているところ、当年度においては、土地を含んだ固定資産帳簿価額を用いて固定資産帳簿価額比を算定しており、適正に算定されていない。	固定資産帳簿価額比の算定は、適正な土地を除いた固定資産帳簿価額を用いて計算すべきである。また、租税課金の算定は、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2 (2)②
86	託送収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の整理において、算定に用いる一般管理費に誤りがあること、また、ガス事業に係る費用に事業税が含まれていることから自社託送収益が適正に算定されていない。	ガス事業に係る費用から事業税を除き正しく算定された一般管理費を用いて自社託送収益を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1 (2)
87	託送収支	事業税の算定誤り	事業税の整理において、ガス事業託送供給収支計算規則改正前の算定方法を用いて事業税を算定していることから事業税が適正に算定されていない。	規則改正後の算定方法を用いて事業税を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2 (4)
88	託送収支	資金運用の算定誤り	資金運用に係る営業外収益の整理において、人員比及び料金収入比を用いて二重に整理している。	資金運用に係る営業外収益の整理は、規則に従い料金収入比で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3 (1)
89	託送収支	雑収入の算定誤り	雑収入の整理において、一般管理費を含まない不適正な機能別原価項目金額比を用いて算定しているため雑収入が適正に算定されていない。また、賃貸借等の事業報酬算定の基礎となった資産から生じたものではない収益を雑収入としている。	雑収入の整理は、一般管理費を含めた機能別原価項目金額比を用いて適正に算定すべきである。また、賃貸借等の事業報酬算定の基礎となった資産から生じたものではない収益はその他の営業外収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3 (2)
90	託送収支	特別損失の算定誤り	特別損失の整理において、届出なく規則に拠らない固定資産金額比を用いて算定している。	特別損失の整理は、規則に基づき発生の主たる要因によって直接配賦し、これにより難しい場合にあっては機能別原価項目の金額比を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3 (8)
91	財務諸表	建設仮勘定の費用の算出誤り	令和元年度の本支管工事の中にガス事業法で要求されている保安(概略設計、工程管理、竣工検査等の工事の監督に関わるもの)に係る社員の労務費振替を行っていないものがあつた。	建設仮勘定に係る費用は適切に算出すべきである。	ガス事業会計規則第5条
92	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあつた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
93	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあつた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
94	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあつた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
95	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあつた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
96	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあつた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
97	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあつた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
98	託送収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、ガス製造事業を営む事業者又は小売経過措置料金規制の対象事業者の算出方法(課税対象となる収入に対する託送収益の比)によって算定する誤りがあつた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
99	託送収支	託送収益の算定誤り	その他託送供給関連収益の算定において、自社需要家に係る社内取引分以外の値を含めて算定していた。	省令に基づき、正しく算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5)
100	託送収支	託送費用の算定誤り	ガス事業にかかる費用の整理において、ガス事業以外の費用が含まれていた。	省令に基づき、正しく算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)
101	託送収支	実績費用の算定誤り	実績費用の算出にあたり、平成29年度の「その他調整額のうち法人税等補正額」の計上もれていた。	省令に基づき正しく計上する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (3)

(参考資料16) 令和2年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
102	託送収支	営業外収益(雑収入)、(その他)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われなかったものが雑収入に計上されていた。また、(その他)への算入もれがあった。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われていないものは「資金運用」もしくは「その他」に適正に整理する必要がある。また、省令に基づき正しく算入する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(2)
103	託送収支	営業外費用(雑支出等)、(その他)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかったものが雑支出等に計上されていた。また、(その他)への算入もれがあった。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかったものは「資金調達」もしくは「その他」に適正に整理する必要がある。また、省令に基づき正しく算入する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(6)
104	託送収支	実績費用の算定誤り	実績費用の算定において、直近事業年度1年度分で算定していた。	実績費用は、原価算定期間等の年数に対応した直近3事業年度の合計とする必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.(6)
105	託送収支	実績費用の算定誤り	実績費用の算定において、直近事業年度1年度分で算定していた。	実績費用は、原価算定期間等の年数に対応した直近3事業年度の合計とする必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.(6)
106	託送収支	営業外収益(雑収入)の算定誤り	営業外収益(雑収入)の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われなかったものが雑収入に計上されていた。	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に控除項目として扱われていないものは「資金運用」もしくは「その他」として整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(2)
107	託送収支	営業外費用(雑支出等)の算定誤り	営業外費用(雑支出等)の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれなかったものが雑支出等に計上されていた。	営業外費用の算定において、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていないものは「資金調達」もしくは「その他」に整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(6)
108	託送収支	供給販売費の計上誤り	供給販売費(修繕費)について、地域別に直接配賦するにあたり、誤った地域に配賦していた。	正しく配賦する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(1)
109	財務諸表	勘定科目の分類誤り	事業者間精算費を当期製品仕入高として分類していた。	省令に基づき正しく分類する必要がある。	ガス事業会計規則 別表第1
110	財務諸表	受注工事勘定の整理誤り	内管工事に係る収益を「その他附帯事業売上」として整理していた。	ガス事業会計規則に基づき、受注工事にかかる損益は適切に受注工事勘定に振り替える必要がある。	ガス事業会計規則 第11条
111	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費、消耗品費について、内管工事に関係がない給湯器取付工事や水道工事の費用が含まれていた。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。また、内管工事以外は、その他営業雑収益・費用に整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
112	託送収支	託送資産(建設仮勘定)の計上誤り	供用開始しなかった託送資産の一部を建設仮勘定に計上していなかった。	建設仮勘定に適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2
113	財務諸表	勘定科目の整理誤り	ソフトウェアの保守関係において費用の整理誤りがあった。	供給販売費/賃借料、委託作業費として整理するべきである。	ガス事業会計規則第11条
114	託送収支	事業税の算定誤り	事業税について、ガス事業売上金額の1.3%を計上していた。	ガス事業収入の9/1000を事業税、事業税の432/1000を地方税として算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(4)
115	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。また、受注工事費用勘定に計上すべきである。	ガス事業会計規則第11条
116	財務諸表	勘定科目の整理誤り	ガス事業以外の事業(附帯事業)に係る費用を供給販売費/賃借料、委託作業費として整理していた。	ガス事業以外の事業(附帯事業)は供給販売費として整理すべきではない。	ガス事業会計規則第12条、第13条
117	託送収支	補償料収入の未計上	契約最大払出ガス量の超過があったにもかかわらず、小売供給約款上免責事項に該当し補償料を取らなかったため、補償料収入を計上していなかった。	託送供給約款には免責事項はないので、補償料収入を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1.(6)
118	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、一部を受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。	ガス事業会計規則第11条
119	託送収支	託送資産明細書の作成誤り	設備勘定(有形)のガスホルダー及び供給販売設備の直課不能分の算定を誤っていた。	固定資産台帳との突合確認を行い、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
120	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、一部を受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。	ガス事業会計規則第11条
121	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。また、受注工事費用勘定に計上すべきである。	ガス事業会計規則第11条
122	託送収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定における固定資産除却損について、固定資産除却費用の中に撤去費用が含まれていたにもかかわらず控除していなかった。また、減価償却費について、直課分が含まれているにもかかわらず、全額「帳簿価額比」にて配賦していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産除却損及び減価償却費を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第2
123	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、一部を受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。	ガス事業会計規則第11条

(参考資料16) 令和2年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
124	託送収支	営業外収益の計上誤り	雑収入及びその他への計上額を誤っていた。	適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3
125	託送収支	託送費用の算定誤り	ガスメーター等の直課すべき経費が、人員比で配賦されていた。	消耗品費(ガスメーター)、通信費(郵送料)、委託作業費(集金検針手数料)、租税課金(料金印紙税、自動車税)、需要開発費(ガス展費用)は直課配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(1)
126	財務諸表	受注工事費用の整理誤り	内管工事の労務費について、一部を受注工事費用勘定に振替計上していなかった。	内管工事の労務費を適正に算定すべきである。	ガス事業会計規則第11条
127	託送収支	供給販売費(保険料)の配賦誤り	主に製造設備を対象とした火災保険について、共通経費に計上し有形固定資産(取得価額)比で供給販売費に配賦していた。	火災保険対象資産額比にて直課配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(1)
128	託送収支	想定原価と実績費用との乖離額の未記載	想定原価と実績費用との乖離額が記載されていなかった。	託送供給収支計算規則に基づき想定原価と実績費用との乖離額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.(6)
129	託送収支	機能別配賦係数の算定誤り	託送収支計算書用業務別人数比(社員比)を誤った比率にて算定していた。	実態どおり業務別人数比(社員比)を適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)
130	財務諸表	勘定科目の分類誤り	一般管理費の租税課金に計上する事業税は、収入金額を課税標準とするものに限られるが、利益に関連する金額を課税標準とするものを含めていた。(但し、託送収支計算書の一般管理費の事業税については、収入金額を課税標準とする金額のみが適正に計上されている。)	ガス事業会計規則に基づき、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る)は一般管理費の租税課金に計上すべきである。また、利益に関連する金額を課税標準とするものは損益計算書の法人税等に整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条別表第一
131	財務諸表	勘定科目の分類誤り	一般管理費の租税課金に計上する事業税は、収入金額を課税標準とするものに限られるが、利益に関連する金額を課税標準とするものを含めていた。(結果として託送収支計算書の一般管理費の租税課金に計上する事業税は、収入金額を課税標準とするものに限られるが、利益に関連する金額を課税標準とするものも含まれていた。)	ガス事業会計規則に基づき、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る)は一般管理費の租税課金に計上すべきであり、利益に関連する金額を課税標準とするものは損益計算書の法人税等に整理すべきである。また、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条別表第一 ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)
132	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、配賦する際に、配賦の根拠となる固定資産金額を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
133	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	供給販売費を配賦基準に従い、配賦する際に、配賦の根拠となる総人員比、固定資産金額比の算定を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、配賦基準によって供給販売費を配賦し、託送費用を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(2)
134	託送収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	一般管理費の租税課金に計上する事業税は、収入金額を課税標準とするものを計上すべきところ、収入割に係る地方法人特別税額を加算していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条別表第一 ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2(4)
135	財務諸表	勘定科目の分類誤り	収入金額を課税標準とする事業税は、一般管理費に整理すべきところ、損益計算書の法人税等に計上されている。(損益計算書の法人税等に計上する事業税は利益に関連する金額を課税標準とするものに限る。)	ガス事業会計規則に基づき、事業税(収入金額を課税標準とするものに限る)は一般管理費の租税課金に計上すべきである。	ガス事業会計規則第2条別表第一
136	財務諸表	勘定科目の分類誤り	附帯事業費用に計上すべき小売り電気取り次ぎ費用を供給販売費に計上していた。	ガス事業会計規則に基づき、供給販売費は、ガスの供給販売に直接又は間接に要した費用のみを計上し、ガスの供給販売に要しない費用については附帯事業費用で整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条別表第一、第12条
137	財務諸表	勘定科目の分類誤り	下水道工事移設補償金を修繕工事費と相殺し、修繕費に計上しており、移設補償金を区分して、営業外収益に整理していない。	ガス事業会計規則に基づき、通常の取引以外の取引によって発生した収益のため、営業外収益に整理すべきである。	ガス事業会計規則第2条別表第一